

レンタル・レコードをめぐる著作権問題と著作権法三〇条

清水 幸雄

録音・録画機器の急速な普及に伴い、著作権法三〇条の見直しが主張されるようになってすでに久しい。本来、先人の文化的所産なしには独自には生じにくい著作物の特徴から、著作権による独占は一定の制限が加えられるべきことに大きな異論はないが、著作権による経済的利益の独占を貫徹することを欲する著作権者側の主張と、できる限り著作物の自由利用を望む国民一般の利益が拮抗しているといってもよい。現行著作権法三〇条は、「著作権の目的となつてゐる著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができ」と定める。この条文を素直に読む限りでは、著作物の利用が、公のものでなく私的の範囲に属するものである限り著作権者の権利は働かない、といつて差しつかえなく、そこでの量的な権利侵害は問題とならないと考えられるであらう。

しかし、近時の科学技術の発展は、この権利侵害の可能性の量を著るしく拡大した。すでに各種の調査で明らかのように、テープレコーダーの普及は、著作権法制定時の予想せざる事態に至つてゐるといえ、又、ビデオテープレコーダーの普及も技術的には困難な問題をかかえながらも同一の歩みを進めてゐるといつて差しつかえない。事ここに至つて、著作権者側の経済的利益は包括的な侵害を受けてゐる、という主張が生じ、西ドイツでは、利的使用のための複製に用いられることが予想される録音機器等の製造者に対し、販売収入の5%を超えない範囲の報酬を、いわば自由利用

の対価として請求することを認め、更にオーストリアでは、一九八一年一月一日から施行された改正著作権法により、ブランクテープ（未録音テープ）への賦課金を徴収することを決定した。

論者は、これらの問題について、著作権者の経済的利益を保護すべきことは著作権法制定の趣旨から当然のこととしても、現代の音楽文化等は、すでにこれらの機器の普及を不可欠のものとしており、かりに形式的には他人の著作物の不当な無償使用が行なわれてゐるとしても、それは広く、文化全体の発展に寄与しており、著作者、著作物の伝達媒体としてのレコード製作者、放送事業者あるいは伝達機材の製作者等も含めた、広く著作物にかかわる者たち全体の利益につながるものであることを指摘した。¹⁾

たとえば、著作者は、利的録音によつてレコードの売り上げが形式的に減少するようにみえても、レコード売り上げの低下は、経済事情、流通経路、販売方法等他の要素がないわけではなく、FMリスナー等の録音によつて広く音楽文化マーケット全体の底辺が広がることによる利益を受けてゐること。また、レコード会社は、そのレコードが放送等に利用されることによつて（この使用料は、諸外国にくらべわが国は非常に安い、といわれている）、マーケットを広げていることは疑いはなく、その放送は、NHKを除けば、録音機器の製作メーカーを始めとした企業のスポンサーなしには、これを行ないえないこと、等を考慮すれば、一般国民は直接の利用料の支払いをなさないといつても、広告料金をも転嫁した製品価格、あ

るいはNHK受信料といった形で、音楽文化マーケット全体をささえているといふこともできないわけではない。これに対して、私的利用に伴ない例え包括的であれ使用料を徴収することは、その分配の問題に伴なう困難を別にしても、利用者サイドでみれば包括的に利用について承認を得、かつ利用料は支払い済みといった感覚を持つであろうことから、流通の混乱（例えば録音済テープの売却）を生ぜしめる可能性や、更には権利としての個人録音、といった意識が明確になることは避けられない。

これらの問題に加えて、更に新たな問題が生じている。一つは、公共図書館等におけるテープ蔵書の増加に伴って、従来のレコードの個人的貸借、放送に加えて、図書館という録音ソース提供者が追加されたことである。それは法三一条の定める図書館等における複製の問題とは異なり、図書館が一般書籍と同様にテープの貸し出しを行ない、図書館利用者が自宅に持ち帰って（おそらく多くは個人の録音機器を用いて）複製することを意味する。この問題については、別の機会に情報サービス機関と著作権問題全体から論ずることにしたいが、図書館によって著作者の利益が侵害される、という見地をとるとすれば、わが国でもPublic Lending Rightを立法化する他はあるまい。いま一つの問題は、レコードの流通経路の変化の問題である。周知のように、わが国の独占禁止法は、レコードについて再販売価格維持行為（独禁法二四条の二）を認めており、若干の併行輸入や、中古レコード、図書館における貸し出しを別にすれば、レコード価格は全国的に一定の価格で統制されているといつてよい。そこでは、レコード小売店間に価格による競争状態はなく、独占的権益が保障されていたわけである。

レコード・レンタル業者の発生は、この独占状態を打破することになった。五十六年二月には全国で三十店前後にすぎなかったレコード・レンタル業者は、その安価なレンタル料のため学生を中心とする若年層の圧倒的な支持にささえられて五十六年十月には全国で八〇〇店を超えたと伝えられる。

本稿はこの、レンタル・レコードをめぐる著作権法上の問題について、その争点を指摘しようと試みるものである。

- (1) 拙稿「個人録音・録画と著作権法三〇条」山梨県立女子短大紀要十一号（昭和五十三年）同「個人録音・録画と著作権法」電子、一八巻一〇号。
- (2) 昭和五十六年一〇月三〇日東京新聞。

一 レンタル・レコードをめぐる争点

一、著作権者・レコードメーカーの主張

レンタル・レコードに関しては、個人録音・録画の場合と異り、主張は専らレコード業界を中心になされている。その主張の中心はレンタル・レコード業者によって貸し出されたレコードは、主として借主によって個人録音されることによって新品のレコードが売れなくなるという点にある。著作権法上の主張としては、レコードの売り上げが落ちることによって著作権料が著作権者側に支払われなくなり、結果としてわが国の音楽文化が経済的に衰退する、ということになるわけである。

五十六年一〇月三〇日に、レコード・レンタル業者に対して提起された訴によれば、音源の製作活動には文化活動としての創造性が認められ、無体財産としての著作権法上の保障が与えられている。即ち同法九六条にいう「複製」は、二条一項一五号に明らかなように「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製すること」を意味し、これらの複製行為には、複製権者の許諾が必要である。そして、この複製行為には、自己の手による複製だけでなく、他人に有償でレコードを貸与して複製の機会を与える行為も含まれるとするものである、という点がポイントであろう。「換言すれば、顧客の手により当該複製物から他の録音用テープ等に録音複製されるに至るのが通常と解される客観的事情が存在する場合において、顧客に当該複製物を「賃貸」名義をもって有償で供与する行為は、著作権法上、複製行為に該当するものと解しなければならぬ」とするのである。

これらの主張の裏づけとしては、レコード・レンタル業の急速な拡大により通常のレコード小売店の売上減少の事実があるとしており、更には、レンタル業者は、貸し出したレコードが録音複製のために用いられること

についての十分の認識がある、としている。

二、レコード業界に対する批判

右の主張に対しては、一般に次のような反応がみられる。

まず、レコードの売り上げの減少については、①レコードの価格の高いこと、②録音機器の向上、③レコードの粗製乱造、④若者の音楽との接し方の変化、という要素によるものだ、とする主張がある。①については、平均的に二千五百円〜二千八百円の現在のレコード価格が高いかどうかは他の物価上昇率から考えれば必ずしも高い、とばかりはいえないが、併行輸入によって販売されるレコード価格から考えれば安価でないことに疑いはない。ただ、およそ内容の確認なしにレコードを購入することは少なく、例えばFM放送等による紹介がレコード購入の引きがねになる、といった要素を考慮に入れないわけにはいかないはずであろう。

少なくとも、レンタルレコード業者を利用する学生、若年層にとっては内容の良し悪しにかかわらず気楽に購入できる金額ではないであろうし、月に、二〜三枚のレコードを購入する層はむしろ全体的には限られたものであるはずで、多くのレコードを楽しむたい、という者にとっては、そのソースがFMであれ貸しレコードであれ利用できるものは利用したい、と考えても抵抗に値しないであろうし、むしろ、そうした年令層がレコード購買者の大半を占めているといっても過言ではあるまい。②については、レコードとテープのどちらが音質的に秀れているかは、専門家の判断を待つしかないが、少くともテープを利用して十分鑑賞に耐えうる音質を用意できる機器を普及させたのは、他ならぬレコード会社の親会社であることも少なくない機器メーカーであること、③については、①にも共通することであるが、レコード会社が新譜中心の集中販売をとることが少なくなく、TV、FM等によって十分需要をまかなえることから、アイドル歌手のポスターが欲しい、といった場合を別としてレコードを買わなくとも気が済むことになり、逆に年配者の需要には十分答えていない——欲しいレコードが店にない、あるいはレコード店そのものが若者向きで年配者には入りにくい——といった問題が指摘される。④については、いうまで

もなく、ラジカセの普及によって、かつてのように特別な時間に室内で機器と向きあつて鑑賞することよりも、屋外、交通機関の中等を問わず、広くBGM的に利用するにはレコードよりもテープの方が需要に合致する、といった点にある。

注目すべき点は、レコード業界の売り上げ減少の事実も認めても、それが必ずしもレンタル・レコードによるものではない、という点である。考えてみれば、わが国全体の消費の落ち込みの中で、ひとりレコード業界のみが売り上げを伸ばすということは望むべくもないし、各家庭において、実質的に可処分所得が減少する傾向からは、まずレコード等の趣味的な分野にしわ寄せが来たとしても、それはさして不思議なことではない。

録音、録画の問題に共通して、こうした機器の普及が芸術分野全体の底辺を広げていることは、もはや疑いがないであろうし、いまさら個人録音そのものを制限することは、できることではない。

三、著作権法の立法趣旨

ところで、昭和四十六年に全面改正された現行著作権法が、こうした現代の技術の進歩を予想したものでないことはいうまでもない。

著作権法は、その一条で「著作物並びに実演、レコード及び放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作人等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」と定めている。著作人人格権の問題を別にすれば、社会的文化的所産である著作物について、著作人に独占的な経済的利益を確保し、そのことによって更に一層の文化活動を促進しようとするものであるといえる。従つて、ここでは著作者の権利を保護すべきことがまず第一義とされるが、その反面、著作物の公正な利用というものに留意しなければならぬ。ここでの「公正」が、何を意味するのは、必ずしも明らかではないが、著作物という無体財産を経済的有価物としてとらえる以上は、収入源、即ち、著作物の利用に対する公平な対価の支払いの確保という点にあるといつて差しつかえない。

現代のような複雑な著作物の利用形態が考えられない時代における著作

権法は、例えば海賊版に代表されるように、他人の著作物の直接的な無償使用の問題を考えれば足りた。そこでは海賊版によって本来の著作権者に入るべき印税等経済的利益が直接的に減少し、両者の因果関係も、一四条にみられるように、侵害者の受けた利益をもって損害額と推定する、という構成をとつてもさして不自然ではなかったといえる。つまり、著作権者の利益に対する侵害が、社会的に不正な形でしか表面に出にくかった時代を背景に現行法は作られたといつても差しつかえはない。このように著作物の利用者と著作権者の利害の対立が表面化しない状態であれば、こゝでの「公正な利用」は専ら、一般大衆を対象に、そこから生ずるであろう利益の分配、という点に専ら観点をしほることができ、著作物の不正な利用者に對する対策のみを考えることで足りた。

現行法の制定にあつても、小林尋次氏は、著作者がその著作物を創作し得たのは、前代および現代既存の文化の恩恵に浴し得たからであること前提として、文化の交流、向上のために、自家利用個人的利用の自由が認められることを指摘している。つまり旧三〇条一号の趣旨は「発行スルノ意思ナク且収益ヲ目的トシナイデ、専ラ個人的使用ニ供スルタメ必要ナル少数部数を複製スルコト」にあるのであつて、基本的には個人利用によつて著作権者側に経済的損害が生ずることを前提としていない。勿論、かりに、経済的損失があるとしても、技術、機器の発展の前には事実上著作権法が空文化することを恐れての所産であるかも知れず、正面から使用者（大衆）との間に経済的対立が生じないとしたわけではないとも思われるが、少なくとも、守られず取締れない法はその存在価値を疑われることから考えれば、著作物の利用から収益をあげることの当否が問題になつてゐることは明らかであると思われる。

そうした観点からすれば、現行三〇条は、現実の著作物の利用者が、その利用によつて収益をあげる——例えば録音したテープの転売——ことを許容するものでないといえるが、そうした積極的侵害でない、間接的な売り上げ減といった事態にまでは及ばない、と考えるのが相当であらう。

四、著作権審議会での検討

これらの問題を検討するために、文化庁に著作権審議会第五小委員会が設置された。その構成は、権利者3、放送業者2、機器メーカー2、テープメーカー1、使用者2、学識経験者6（うち大学教授4、弁護士1、その他1）関係官庁1、計一七名となつており、四年の歳月を経て、昭和五十六年六月に、その報告書を明らかにした。

その報告書は、録音・録画機器の普及状況と家庭内録音・録画の実態を明らかにし、諸外国の法制及び条約について検討した上で、三〇条に関連する録音・録画に関する著作権問題について検討を加えている。

ここでは、まず家庭内における録音・録画が三〇条の許容する範囲に属するものであるか否かについては必ずしも明らかでないとし、三〇条の許容範囲を超えるものとして「営利目的、業務上使用するため、多数の者の間で使用するため」などをあげ、複製主体については第三者に複製を委託するものを含まない、としている。また、三〇条の許容範囲内で複製されたものについても、一定の場合を除いた私的私目的の使用（事業目的による使用、第三者への貸与）は、著作権侵害を構成するとしている。

そして、三〇条に違反する利用に對する対応策として ①著作権思想の普及徹底 ②著作権等の集中的権利処理を挙げる。また、三〇条の許容範囲内に属する利用によつて生ずる著作権者の経済的不利益については、各種調査結果だけでは直ちに一定の結論を導き出すのは困難としながら、経済的不利益の立証の問題、不利益の発生と因果関係、補償の必要性に對する一般国民の意識について問題点を整理し、解決策としては、①著作物の放送使用料等に補償費を加算する ②著作権法改正 ③他の立法 ④当事者間の話し合い、といった四つの解決策のあることを示唆している。

前者の三〇条の許容範囲外のものについては、既に論じてきたように、著作権意識の普及は別として、いまさら立法によつて録音・録画を全面的に禁止することは困難であり、仮りに個人録音・録画を不可能にする放送・レコード等が開発されたとしても、それを回避する方法もまた開発されるであらうことは歴史の教えるところでもある。また、仮りに技術的問題が克服されたとしても、一度自由利用の味を覚えた国民の要求を圧えることは困難であり、また文化の普及、向上という著作権法の目的からも肯認で

きない。すると、集中的権理によることになるが、賦課金の支払いが、いったい何を意味するのか必ずしも明確でない難点がある。報告書は、「賦課金の支払いをもって以後の行為が適法になるわけではない」としているが、賦課金が著作物の利用料という性格をもつ以上、その額の高低は別として、レコード等の購入に際して代金に含まれた著作権料と区別するのは困難といわなければならない。例えば、テープの転売は含まれない、とすると購入済レコードの転売とどこが異なるのか、第三者の貸与は含まれないとするとレコードの貸借もまた同様と考えることになるのか、著るしく不明確であるといわなければならない。賦課金の額がレコード等に支払われる印税分より著るしく低いものであれば、対価の内容によって差異が生ずるとも考えられるが、額そのものが明確でない以上、この関連性を一率に論ずるのは困難といわなければならない。

三〇条の許容範囲内のものについては、範囲外のものと同じく立法による利用の規制は困難であろう。目的税の徴収は、フランスの採用するところであるが、著作権法の枠外で処理することになるものであり、権利侵害を前提とする以上、私権が救済されなければ論理矛盾であり問題の解決にはならない。その他の方法についても長・短両所の指摘があり、結局両論併記で一定の結論はでない。家庭内の録音・録画が著作権に及ぼす影響は放置できない、としながら直ちに特定の対応策を採るのは困難、というのでは審議会に対しては不満を表明するほかはない。

五、著作者の経済的利益の保障と自由利用

注目すべき点は、四年の歳月を経た著作権審議会の論議もレンタル・レコードについては何ら論議がなされていない点である。勿論、審議会の報告書は、レンタル業者から借り受けたユーザーの利用については有効であるわけであり、利用者のレベルから考えれば、従前のレコード購入、放送からのエア・チェックにならぶ新たなソースとして受けとめているわけであるから、業者の責任を別にすれば射程距離に入っていないとは必ずしもいえないわけではない。しかし、昭和五十一年九月に発表された、同審議会の複写・複製に関する第四小委員会の報告書が、複写機会の提供者とし

ての図書館の責任に特別ふれていないところから推察すると、ここでも媒体としてのレンタル業者については特別の論議がなされていないとも考えられるのである。

録音・録画の機会提供者としての媒体に対する見解としては、右第五小委員会報告書中、著作物等の放送使用料等に補償費を加算する方式が注目される。

「これは、著作権者及び著作隣接権者に生じている経済的不利益を著作物等の放送使用料等に予め加算することによって、解決しようとするものである。

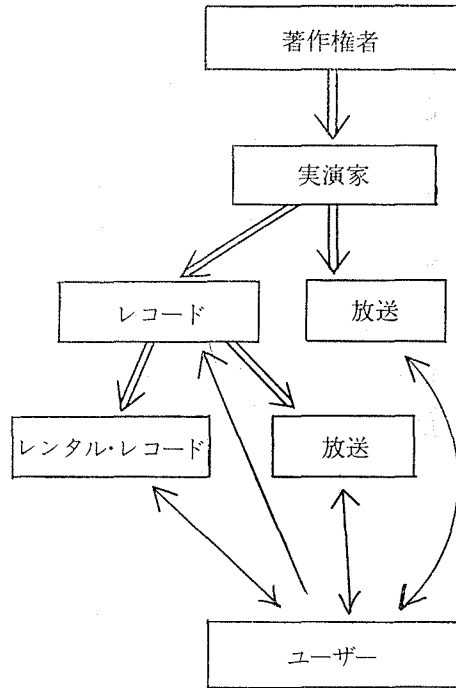
この考え方を家庭内録音・録画の主なソース別に考察すると、まず音楽放送番組をソースとして録音する場合には、音楽著作物の著作権者である作曲家・作曲者等については、放送使用者に補償費を加算することが、歌手・演奏家・指揮者等については、生の演奏歌唱による放送にあっては放送出賃料に加算することが、レコード製作者についてはレコード演奏による放送の場合に限り、二次使用料に加算することが考えられる。

次に、市販のレコード、テープをソースとして録音する場合には、作曲家・作曲家等については著作物の録音使用料に補償費を加算することが、歌手・演奏家・指揮者等については録音料に加算することが考えられる。

なお、録画を行う場合についても、その考え方は録音の場合と同様である。この解決策については次のような批判がある。

すなわち、(一)録音・録画機器の普及に伴い問題が生じてきたことを考えると、著作権者等の経済的不利益を著作物の放送使用料等に補償費を加算することによってカバーするという考え方は筋がよいであること、(二)この問題に関してはレコード製作者や放送事業者はむしろ経済的不利益を被っている立場であること、(三)著作物の放送使用料やレコードの二次使用料は、著作物やレコードを放送により利用することに対する対価であるから、私的な録音・録画に対する補償をその中に含めることは不合理であることなどである。」(第五小委員会報告書五〇ページ)

この視座をレンタル・レコード業者にあてはめてみよう。放送業者と、レンタル業者のちがいは、表面的にはその地位の公共性の有無という点にあるが、ユーザーの側からみれば、著作物の伝達媒体としての性格はほぼ同様と考えてよい。FMリスナーが、レコード購入かエア・チェックか、を意識して選択しているのと同様、利用者側からみればレンタル・レコードもまた新たな選択肢にすぎない。従って、放送業者とレンタル・レコー



ド業者の決定的なちがいは、媒体としての性質ではなく、著作権者、著作権隣接権者に二次的な使用料を支払っているか否かという点に求められなければならない。ユーザー側の問題を除けば同じく、機会提供者として他人の著作物を利用する者として、レンタル・レコード業者は、著作権者等に入るべき利用料を支払っていないことは事実である。この二次使用料の支払いの有無を除くと、先の報告書中(一)と(二)の問題は同列に考えることも可能である。まず、問題は家庭内・個人録音にあるとすれば媒体に補償を求めることは筋ちがいであらう。また、二次使用料を支払うとすれば、それに更に補償の要素を上積みするのは不合理であると。

もし、右の議論に問題があるとすれば、それはレンタル業者が、他人の製作したレコードを無償で使用する点に求められよう。それはレコードの内容としての著作物の利用の問題ではなく、隣接権者としてのレコード業者に対する権利侵害の問題である。しかし、隣接権を歴史的にみれば、放送業者、レコード製作者は、いずれも著作物の創作者ではない、という点から新たな権利が生み出されたのであつたはずである。この点、レコード製作者の権利は、出版社の権利が貸本屋での利用、図書館での利用には及ばないのと同様、現行法ではレンタル・レコード業者には及ばない。ただし、もしレンタル業者の出現が実質的にレコードの売り上げ減(他の要素を捨象して)が生ずるとすれば、レコード製作者との利益の均衡を図るため、先の二次使用料の徴収を義務づける立法が望ましい。しかし、そのことは、街のレコード小売店の利益の減少とは直接の関係はない、といわなければならない。

六、レコード製作者の権利と二次使用料

レコード製作者は、レコードを複製する排他的な権利を有する(六条)。ここで、レコードの複製とは、レコードそのものの複製およびレコードを再生しそこから録音テープに収録することの双方を含む。この権利に対して三〇条等の制限が加えられることは例外ではなく、私的利用のための複製には現行法上許諾は必要でない。前述したように、現行法制定にあつては、レコードをさらに媒介して利益を得るものとしてはレコード小売店を除いては規定されておらず、ましてレコード・レンタル業者の出現は予想しているものではないから、現行法上これを禁ずる趣旨が含まれていると構成するのは困難であらう。三〇条の解釈として、営利目的のものは含まれない、としても、レンタル業者は直接の複製者ではなく、幫助というレベルで考えてみても、現在のFM放送が録音に向けてレベル調整までしていることと比較し「著作物」のレベルでの差異を主張することは無理ではないであらうか？。

妥当な解決方法としては、やはり二次使用料の徴収を考えるべきであらう。

商業用レコードの二次使用料は、放送事業者等が商業用レコードを使用して放送等を行った場合、レコード製作者（及び実演家）の団体から放送事業者等に対して二次使用料請求権が発生すると構成するものである。いずれもレコード製作者とレコードの利用者との利益の均衡を計るためのものであるが、現行法上は、支払義務者は放送に限られる。放送の公共性という点に注目すると、公共性の強い放送事業者のみが義務者であつて、営利を目的とするレストラン、喫茶店等に支払義務がないのは不均衡という他はないが、少くとも将来的にも義務者の範囲が放送事業者のみに限定されるという趣旨でないといふべきであらう。従つて、この問題については、著作物の利用における公正な使用料の支払いといった見地から問題を把握することが望ましい。

七、レコード小売店の地位

ところで、レコード・レンタル業者によつて最も被害を蒙るのは街のレコード小売店であらうことは推測に難くない。レコード業界によれば、レコード・レンタル店と同一商圏にある既存小売店は、レコード売り上げが二〇〜五〇％減少していると伝えられる。しかし、著作権法は、こうした小売店の利益を保護するものではない。かつて、音楽著作物の利用が実演のみに限られていた時代には、実演家にとつてレコードの出現は脅威であつたはずである。またレコードの流通が一般化した時代、放送はレコード店にとつて最大のかつ無償の広告媒体であつたであろうが、録音機器の普及によつて放送はレコード売り上げの減少要因となつたはずである。つまり、時代の変化により新たな競争者は常に出現するのであり、レコード小売店のみによる流通が時を超えて、音楽文化を守るものであるわけではない。

むしろレコード小売店は、独占禁止法の適用除外の下で無競争的な保護を受けているといつてもよい。勿論、独占禁止法上の再販売価格維持行為が認められることの反面に在庫をダンピング販売できないなどのデメリットもあると思われ、流通上特異な地位にあることは指摘されなければならぬ。しかし、同じく売り上げが数年伸び悩んでいる出版業界が、非再販

本によりやく手をつけはじめているとの同様、流通の問題に手をつけずに既存の利益のみを守ろうとするのは、そしてその利益保護を著作権法に求めるのは筋ちがいであるといわなければならない。

- (1) 昭和五十六年一月四日朝日新聞
- (2) 小林尋次「現行著作権法の立法理由と解釈——著作権法全文改正の資料として」文部省二〇五ページ以下。
- (3) この調査については、昭和五十二年一月の総理府世論調査報告書（著作権に関する世論調査）昭和五十一年の日本音楽著作権協会・日本芸能実演家団体協議会・日本レコード協会による調査、昭和五十四年の日本電子機械工業会の調査報告書。なお拙稿「個人録音・録画と著作権意識」電子一八巻一二号、一九九三年参照。
- (4) 黒田恭一「レコードかエア・チェックか」FMファン一九八二年一巻一二号。
- (5) 昭和五十六年一月一日毎日新聞。
- (6) 昭和五十六年二月九日東京新聞。

二、レコード・レンタルをめぐる実態調査

現在のところ、レコード・レンタル業者とそこにおける利用実態は必ずしも明らかではない。伝えられるところでは、五十六年九月末で全国七四九店（日本レコード協会調べ）とされており、同年末には一〇〇〇店を超えたといわれている。

そこでの利用者は、昭和五十六年三月三日〜一九日におこなわれた日本レコード協会の調査によれば（中央線沿線の貸しレコード店利用者を対象とする自宅面接調査サンプル数二〇八名）、利用者は大半を男性とする中・高・大学生、訪問頻度は月平均三〇七回、枚数は一回当りLP一二枚（月平均四、五枚）借りたレコードの大半はLP、邦盤・洋盤の比率は三対四、利用意向は、今まで以上の利用を望むもの三〇％、今と同程度六〇％、貸りたレコードの録音率はLPで九三％、シングル盤で八九％、貸しレコード店の利用によつて、レコード購入枚数はLPで七枚から四、八枚シングル盤で二、五枚から一、六枚へと六ヶ月間で減少している。そして利用者のほとんどが、レコードからの複製録音を禁止した条文を見たこと

があるが、貸しレコードからの複製行為を違法とは思っていない、と伝えられる。

こうした問題については実態の把握が何よりの急務であるが、今のところ、文化庁を始め全国的な調査の報告は聞かれない。そこで、ささやかながら、地域に限った調査を試みてみた。

レコード・レンタルに関する実態調査結果報告

〔調査対象〕

Aグループ 山梨県甲府市在住、在学者
Bグループ 東京都新宿区在住、在学者

(有効回答のみ)

合計 二八〇名
三四〇名
六二〇名

〔調査時期〕

昭和五十六年九月～十一月

〔調査方法〕

A B両グループとも、調査者が勤務する大学・短大等に在籍する十八才から二七才までの学生から抽出、男女の区別はしていない。
調査者および学生による面接聴取(一部留置法)

質問一 あなたは貸しレコード店を知っていますか。

	Aグループ	Bグループ
知っている	八九	一二四
利用経験者	一四四	一七一
利用未経験者	四七	二五
知らない	〇	〇

質問二 (利用経験者に対し) いつごろから利用していますか。

	Aグループ	Bグループ
昭和五五年度中から	一	四二
昭和五六年一～三月から	二〇	二九
同 四～七月から	三一	二六
同 八月以降	三七	二七

質問三 (利用未経験者に対し) ①利用してみたいと思いませんか。

	Aグループ	Bグループ
利用してみたい	六九	七一
利用するつもりはない	五六	六八
わからない	一九	三二

② 何故いままで利用しなかったのですか。(重複回答)

	Aグループ	Bグループ
近くに貸しレコード店がない	三二	六
面倒	三七	二八
欲しいレコードは購入する	一二	二四
それほど音楽を聞かない	四二	五五
友人等から借りてしまう	二二	三四
F M等からエア・チェックする	六	一七
特別に理由はない	四六	五七

質問四 (場所を知らないと答えた者に)

もし、近くに貸しレコード店があれば利用したいと思いませんか。

	Aグループ	Bグループ
思う	二二	七
思わない	一七	一八
わからない	八	〇

質問五 (利用者に対し) 一月に利用する回数ほどの位ですか。

	Aグループ	Bグループ
①回数 一～二回	四〇	五七
三～五回	七	一九
一定でない	四二	四八
②枚数 一回一枚	二六	四五
一～二枚	四六	五七
三～五枚	一六	二〇
それ以上	一	二

(3) 借りるレコードの種類を教えてください。

	Aグループ	Bグループ
LP盤	八三	一一一
シングル盤	二	〇
両方	四	三

④借りるレコードの内容（重複回答）

クラシック

フォーク・ソング

歌謡曲

ロック

ジャズ・ボーカル

ポピュラー・ポップス

映画音楽

ニュー・ミュージック

邦楽

その他

⑤貸しレコード店がなかったとしたら、借りたレコードについてどうしたと思いますか。

友人等から借りる

FMからのエアチェック

公共図書館で借りる

レコードを買う

わからない

聞かない

⑥借りたレコードはどうしましたか。

録音して保存している

録音しなかった

（一度聴けば十分）

（特別な理由なし）

⑦貸しレコードを利用することによってレコード購入枚数が減りましたか。

減った

減らない

従前通り

もともと買わない

回答なし

⑧貸しレコード店から借り出したレコードの利用者はあなた一人ですか

レコードからの録音テープのダビングのことも含めてお答え下さい。

（可能性が強ければそれも含めて下さい）

自分一人の利用

友人との共同利用

多数の友人に利用される

回答なし

⑨貸しレコードからの録音場所を教えてください。

自宅

友人宅

その他

回答なし

⑩貸しレコードが利用されることによって、レコードの売り上げが減少し、ひいてはわが国の音楽文化全体が衰退するとの主張がありますがそのことについてどのように思われますか。

そうは思わない

その通りと思う

わからない

回答なし

⑪レコードのジャケットに、レコードからの無断複製禁止の文言が入っていることを知っていますか。また、知っているとしたら貸しレコードからの録音は、この禁止に該当すると思いますか。

知っている

禁止に該当する

禁止されていない

知らない

わからない

知らない

知らない

知らない

知らない

知らない

二〇円前後（レンタル料の一〇%前後） 二〇 二七

レンタルレコードの償却を考えて、その

回数を、レコード一枚によって受ける

であろう著作権者等の利益で割る

必要なし

わからない（無回答を含む）

⑤ この質問には回答例を用意しておらず、集計者が適当に回答の

趣旨から複数の回答に割りふった。レンタル料の一〇%という数

字を示した者が三〇%程度、金額で示した者の中では一〇円から

三〇円の範囲にすべて含まれた。必要なし、とした者については

更に何故と問うてみたが、特別の損害はないのでは、とした者が

Aブロックで二名、Bブロックで五名いた他は、回答らしいものは得られなかった。

質問六（未経験者、場所を知らない者の両者に）

（質問数）

①もし、貸しレコードを利用するとしたら、どのような分野のレコード

を利用したいと思いますか。

歌謡曲（流行歌）

ニュー・ミュージック

ジャズ・ボーカル

ポピュラー・ポップス

ロック

フォーク・ソング

クラシック

その他

回答なし

②現在、聴かれている音楽等のソースを教えてください。（複数回答）

FM及びFMからの録音テープ

友人等のレコードテープからの録音テープ

購入したレコード

友人等から借りたレコード

AMラジオ

回答なし

③（右で購入したレコードと回答した方に）その理由を教えてください。

④（右で購入したレコードの方が音質が秀れている一八

良いと思うもののみレコードを購入している一四

テープデッキを所有していない一五

回答なし

④貸しレコードが利用されることによって、レコードの売り上げが減少

し、ひいてはわが国の音楽文化全体が衰退するとの主張がありますが

そのことについてどのように思われますか。

そうは思わない 六一 六八

その通りと思う 三八 四二

わからない 八四 八一

回答なし 八 五

質問七 いままでお伺いした貸しレコードと同様の問題がビデオ・テープ

でも生じ得ます。東京には数軒の貸しビデオ・テープ屋が存在し、ビ

デオ・テープのレンタルを商売にしております。

①そのことを知っていますか。

知っている 七 四八

知らない 一五二 二九一

回答なし 一 一

②（知っている方に）利用したことがありますか。

ある 〇 一

ない 七 四七

③（知らないとした者に）もし、近くに貸しビデオ・テープ屋があると

したら利用したいと思いますか。

利用したい 二 三

利用したいとは思わない 七 一七

わからない	ビデオ機器を持っていない	一二一	一八九
理由なし		一九	七五
回答なし		三	七

〔調査結果に対する検討〕

調査対象者が最高二七才、平均すると二一才の大学生を対象とするせいもあって、レンタル・レコードの利用の普及に驚かされる。仄聞するところでは、レンタル業者の利用者は高校生・中学生にまで拡がっているといわれ、レコード購買能力や最近の音楽事情を考慮に入れれば、こうした若年層を対象にすれば更に利用度は高くなるものと思われる。

調査対象者のうち、山梨県のAグループでは三一%、新宿区のBグループでは三六%がレンタル業者の利用経験者であり、調査後の現時点では更にこの数字は増加しているものと思われる。人口わずか二〇万の山梨県甲府市にすでに三軒の業者の存在することから考えれば、急速な普及度が首肯でき、既存レコード店等の危機感もわからないわけではない。対象者中貸しレコードの存在を知らない者は無く、利用するつもりはないと明言した者は両グループでわずかに二〇%にすぎない。従って、潜在的な利用者は更に増加するものと思われる。利用未経験の理由としては、それほど音楽に関心を示さない者を除けば、近くに貸しレコード店の少ないAグループは、貸しレコード店そのものの不存在や遠距離が理由として挙げられ、交通の便のよいBグループでは積極的な不使用者が若干ながら増加する傾向を示している。都心と地方部の音楽ソースに対する受けとめ方のちがいが表われて興味深い。いずれにしても情報提供者としてのレコード・レンタル業者の進出は、学生層には積極的に受けとめられていることが推測される。

もともと、利用頻度は若干の例外を除いてはそれほど多くはなく、質問五⑥によれば、もし貸しレコード屋が存在しないとしても個人録音機器の普及によって、必ずしもレコード購入の減退にはつながらないことが伺える。レコード購入が減少した者は、全体の一九% (A) 二六% (B) にのぼるが、もともとFMからのエア・チェック派が少なくないことからすれば、

ば、さして急激な変化を構成するものではない、といった方が適切であろう。この点興味深いのは⑤で公共図書館の利用組がいることで、近時の公共図書館の増加傾向からすれば、将来的には問題を含んだ点をいわなければならない。

借り出されたレコードは、やはり九〇%を超える者が個人用に録音している。この点個別レコードについて質問をしなかったため、借り出されたレコードすべてが録音されているかどうかは必ずしも明らかではないが、近時録音用テープがC—54、C—55など専らレコードの録音時間を意識したものが販売され、加えて、クラシック、ロック、ジャズなどの音楽特性にあわせたテープが市販されているところからみれば、この点疑いなく大半が録音されていると考えて不自然ではなからう。

利用者は、その大半が自分一人の利用のため⑧、自宅で録音しており⑨この点は、貸し出しそのものを除けば三〇条の利用の範囲に落ちついている。多数の者で利用するとしている者もいるが、Aグループで利用者の七%、Bグループで四%にすぎない。個人を尊重する近時の若者の傾向からしてもこの点の問題はさして大きなものではないといつてよからう。

利用されるレコードの種類はLP盤が圧倒的で、そのジャンルは邦盤が洋盤を上廻る、比率は必ずしも明確にはならなかったが、調査者の印象では、七対三に近いものと思われる。つまり歌謡曲、ニューミュージック等のいわゆる流行歌にその主力が集り、いわゆる保存用でない、使い捨ての利用として貸しレコードテープが用いられていることが伺える。このことは利用未経験者に対する仮定の質問ではより顕著である。

これらのことから、専ら録音機器の存在を前提として育ててきた彼らにとっては、すでに生活をエンジョイする方法としての録音テープの利用は不可欠となっており、レコード盤の購入という形での音楽著作物の利用はすでにそのソースの一つとなっていることが伺えるのである。かつて写筆を中心としていた学脚方法はすでにコピー機器にとつてかわられているし映画のみを映像文化としてとらえていた時代は過ぎ去り、TVがそれにかわる地位を占めるに至っている。そうした中で、音盤としてのレコードの販売に執着する態度は改められるべきであるのかも知れない。

ただし、これらの利用者の著作権意識はそれほど高いものとはいえない。義務教育および高校教育に占める著作権教育の実態については、明らかに、レコードジャケットにみられる著作物の無断複製禁止の文言については、ほぼ全員が認識をしておき、著作権の存在そのものは広く知られている。しかし、貸しレコードと著作権の関係になると、わからないが多数派を構成する。また、著作権者の利益の補償についても具体的な見解をもつものは極めて少なく、この問題に対する関心は薄い、といわなければならない。ただ興味深い点は、A B いずれのグループにも、レンタル・レコードの利用によって損われる著作権者等の利益はレコード一枚分とした者のいることである。その理由は推測の域を出るものではないが、利用者分全員が貸しレコードの存在がないとすればレコードを購入すると意識するのではなく、利用者全員の共同購入と受けとめているのではないか、と思われる。そうであるとする、貸しレコード業者のレコード購入によってその分は支払われていると考えた方が自然のような気もするが、大雑把に、レコード二枚分とでも考えたのであろうか。いずれにしても、著作権者側の利益の侵害が呼ばれるわりには、それが具体的にいくら位のものであるのかが明確に主張されていない実情では、補償金の額についての質問そのものが理解され得ない、と考えた方がよいのかも知れない。ここでも「わからない」派が多数を占めるのは、彼らの利用する著作物の著作権等の高額所得の話題にはこと欠かない点にあるともいつてよからう。

レコード業界側にとって幸いなことには、貸しレコードの進出に伴ないレコードの売り上げ減がわが国の文化全体に影響すると考える者が、利用未経験者側に多いことであろう。そこからは、利用未経験者側にレコード業界側の主張を理解する者があり、その者たちは、貸しレコード業者の利用を思いとどまっている、と見ることも不可能ではない。

最後の質問七、ビデオ・テープの問題については、映画著作権者の有する独占的頒布権については全くふれずに質問をした。条文構成上、この問題は貸しレコードとは同様に論ずるわけにはいかないことはいまでもないが、調査結果からもビデオ機器の普及度が、録音機器にくらべ高くないこと、及び現実の利用範囲、提供されるビデオ・テープの種類から広範囲

の利用は現在のところ心配することもないことが推測される。将来のニーズの拡張しだいといわなければならないまい。

三、著作物の自由利用の将来

著作物の利用形態は、科学技術の発展に伴い広く、立法時の予測を超えたものになったといつてよい。こうした事態に至り著作権法が旧態のまま対応することははや許されない。

現行法制定以降の著作物利用の形態は大別して二つのパターンに分けることができる。一つは、著作物の直接利用であり、一つの著作物の間接的利用である。前者については、立法者の予測し得なかった大量の著作物利用形態の出現があり、これについては録音・録画の問題あるいは複写・複製の問題にみられるように個別的な利用そのものは、著作権の侵害を構成しないが、量が集積することによって結果として著作権者等の利益が損われる可能性を論じなければならない。後者については、社会構造の変革が著作物を利用する新商売の出現があげられる。ここで議論したレンタル・レコードの問題に代表されるように、著作者と利用者の間をつなぐ新たな媒体の出現がそれである。

前者については、著作物の個別利用が、著作権の公共的限界によって一般に権利として認められるとする構成を採ることが許されれば、権利の行使の集積が不法を構成するといった論理は採用し難い。近代法の構造からは、権利は公共のためにその行使が制限されることはあっても、権利が権利として保証されない事態を規定することは困難であり、かりに公共の福利を芸術分野全体の発展と置き換えてみても、そうした包括概念で一般的な権利行使を制限し、かつ包括的な損害賠償の取り立てが可能かどうか疑問である。また、もし公共の概念で権利行使を制限するとした場合、私権としての著作権概念をそのまま通用させ得るか問題であろう。私権としての著作権保護のために国家が特別に救済手段を用意することは他に類をみないし、媒介企業を別とすれば、著作者等が利用者にくらべ特段の社会的弱者であると想定することも多くは実情に合致しない。個別著作権者を想定せずに広く著作物創作者一般あるいはその組織に特別の保護を加えるこ

とは、法理論的に困難とは思われないが、その場合にはフランス法における目的税徴収のように、行政（租税）法理論によって解決されるべきでありこの点文化財保護法も一つの参考になりうるが、著作権者の利益の侵害はない、と構成するかあるいは、その点に目を閉ざす必要がある。

とすれば、著作権の公共的制限は、本来的には著作権侵害を構成するものであることを確認し、図書館における複製、引用、教科用図書への掲載学校教育番組の放送、学校等における複製、試験問題としての複製、点字による複製等、三〇条から四七条まで法第五款の規定による利用については、何らかの政策的目的によって著作権者の権利が制限されていると考える他はない。即ち、これらの利用については、利用量の多少を問わず、著作権者の経済的利益の侵害があるものと構成し、ただ、その利用については個別的な許諾を要しないと解するのである。そこでは、一般に何らかの形の集中的権利処理を行い、包括的な立法規定によっていわば強制的に許諾をさせられたことに対する対価の支払いを考えなければならぬことになる。量の多少により権利侵害の有無を判断することが理論的に当を得ないものであるとすれば、ひとり三〇条に限らず、すべての制限条項に共通して問題を把握すべきであり、感情的な政策によってこれらを区別することは許されない。とりわけ図書館については、その公共性ゆえに責任を軽減されるべきではなく、教育分野における利用もまた聖域ではあり得ない。

後者、即ち新伝達媒体の出現については、これを閉鎖的に拒絶すべきではない。およそ法の盲点をついたようなものであるにしても、社会的にはそれなりのニーズがあつてこそ成立しうるものであるし、ブラーゲ事件にみられたような事後立法的な押えこみは問題の根本的解決にはならない。この点も、別の機会に論ずることにするが、公共図書館の存在が参考になる。即ち、かつての読書権の確保といったレベルから、利用者のニーズにあわせて図書館機能が拡大され、専門書から文庫本、語学・文芸・音楽等のテープ、レコード、はてはカラオケまで備えた図書館が出現するに至つては、図書館の性格が変化したといわざるを得ないし、遠からぬ将来には、データバンクとしての中央図書館から大量かつ迅速に著作物の引き出しが可能になることが予測される。そうした事態に至つても、なお公共の

名の下に、無償かつ大型の貸し本屋が、著作権の処理なしに存続しつづけることは許されないといわなければならない。そこでは、適切な著作権処理（利用料の支払）を行なつた上で、図書館本来の目的なり公共性なりを發揮すべきことが望まれよう。レコード・レンタル業者等についても、図書館とは営利・非営利の別はあつても、著作物の再媒介を行なうことに変わりはなく、著作物の複製物（図書・レコード等）による利用が、その複製物の所有という形態でのみ合法とされることが近代市民法の構造を無視したものであることから、広く流通機構の中に取り込み適切な権利処理をなすべきことが急務であろう。